

判事補に多様な法律専門家としての経験 を積ませる仕組みの整備に関する主な発言

第 36 回審議会(平成 12 年 10 月 31 日) (略)

【水原委員】例えば、法律上、判事となるためには、裁判官以外の法律専門家としての職務経験を一定の年限経ていなければならないとすべきではないかと思えます。裁判所の外での法律専門家としての職務経験には、弁護士は勿論、検察官でも、行政庁や民間企業での職務経験も含まれるとしてもよいのではないかと思えます。

私が申し上げたいのは、判事になる人には、みんな全員、裁判所の外の空気を吸ってもらうこと。それも研修ということではなくて、裁判官の身分を離れて裁判官以外の法律家としての仕事を経験してもらいましょうということでございます。(12 頁) [注：()内の頁数は、資料 17 - 4 における頁を示す。以下同じ。]

(略)

【竹下会長代理】その意味では、先ほど水原委員からお話があったように、確かに判事補制度というのは、一つは、非常に若い人が、とりわけ特例判事補になると単独で裁判をやるという問題点がある。もう一つは、10 年間常に同じ立場に立っているということなので、これは経験を多様化するという必要があるのではないか。そうすれば、やはり判事補制度が持っているメリット、つまり、公平さ、廉潔さとか、冒頭に山本委員が言われた判断の安定性とか、そういうメリットを生かしながら、国民が必要とする数だけの、質のすぐれた裁判官を安定的に供給できるということになるのではないかと思えます。

ただ、1 点、これは微妙な問題なのですが、どうやって経験を多様化するかということなのです。水原委員は、法律上、そういうふうにするべきだと言われたのですが、裁判官の身分保障ということ

を考えると、法律上そうやるということが可能なかどうか、そこはもうちょっと幅広く弾力的に考えてもよいのではないかと思っております。(16 頁)

(略)

第 47 回審議会(平成 13 年 2 月 13 日)

(略)

【竹下会長代理】中坊委員は裁かれる立場、裁く立場とおっしゃるのですけれども、要は判事に任命される。つまり判事補の途中の特例判事補の問題は別としまして、判事に任命される者は、法律家として成熟していなければならない、多様な経験を積んだ成熟した法律家が判事になってもらいたい、そのために、裁判所法はいろいろな階層から判事を任命できるということになっているわけです。

そういう立場から見たときに、裁判所法の中に、判事の給源として書かれている判事補、弁護士、検察官、大学教授というのを比べて、10 年の経験を積んで、判事補の経験では検察官や弁護士の経験よりも人間的に成熟しないのだということとは言えないと思うのです。まして、私もとしてみると、大学に 10 年いた人間が判事となるような人間的な成熟性を当然に持っているかと言われると、これはかなり疑問だと言わざるを得ない。

そういうふうにと考えると、今までは確かに判事補から判事になる人が大部分であったために、専ら判事補制度に焦点が集まって、判事補制度がおかしいのだというようにいわれていますが、実はそうではないので、多様な経験が必要であるということであるとすれば、どの出身者についても、多様な経験を求めるということでないとは不徹底だし、不公平だと思うのです。判事補については多様な経験でなければいけない。しかし、弁護士は弁護士だけでよい、検察官は検察官

だけでよいというのは、理由がないと思います。なぜ判事補は判事補だけではないのかということになると思うのです。私は判事補制度が現在何も問題がないということを言っているわけではありませんから、いろいろな面で改革をすることは結構だと思うのですが、それは弁護士や検察官から判事になる者についても同じだと思います。(25頁～26頁)

【中坊委員】繰り返しですが、料理をつくる人と味わう人と、そこが違うんですよ。国民から本当に信頼され、支持されるというのは、同じ裁かれているという国民の中から実績のある人が選ばれるというのは、皆が納得するんですよ。自分たちと同じ仲間から裁判官が出ていくんだから。ところが、最初から裁く側の立場だけを幾らやっても、しよせんあなたたちは最初から料理を食べる人ばかりをやっつけて、つくった経験は一回もないでしょう。おっしゃるように、弁護士だって大学教授だって、その意味では一般市民なんですよ。裁かれる立場をずっとみんなやってきている。その中でよい人が選ばれていくという制度でないと、国民自身が、自分たちの国民的基盤に立った、自分たちが本当に信頼し支持するというためには、同じ国民の中から裁かれている経験を持っている者、同じ目線で立っているものからよい人を選びますという制度にならないと、最初から裁く立場ばかりを見習っていたら、10年経てばそれで当然になるという論理は私は成り立たないと思うんです。(26頁)

【水原委員】1点だけ教えていただきたいのです。中坊委員は、大学教授、助教授は当事者経験がないんですけれども、それに判事の任用資格を与えているのは、これはどういうことになるんでしょうか。(26頁)

【中坊委員】大学教授というのは、裁いた経験はないんですよ。裁判官はよほどのことがない限り、裁かれる経験はない。裁く側だけの仕事で四六時終えられている。弁護士は代理人としてやっています

よ。大学教授も基本的には生徒を教えているのであって、裁く立場を経験しているわけではない。だから、裁く立場ばかりを経験することによって10年経てば判事に自動的になれるという制度はおかしいということを言っているわけです。(26頁)

【水原委員】そうしますと、判事補を判事の給源の一つとすること自体はよろしいのですね。(26頁)

【中坊委員】違います。(26頁)

【水原委員】問題は裁いた立場だけで、裁かれる立場がなかったという、それが問題だとするならば、問題はその者が判事として適正であるかどうかの任用の問題のところ引掛かってくるわけです。判事の任命をどのようにして行うかという問題でしょう。それは裁いた側だけでやっているものだから、しかもこれは法的な技術は知っているかもわからないけれども、人間性が豊かではないとか、社会経験が不足しているとかの可能性があるので、これは任用しませんということもありうる。その段階でふるい落とすということも方法としては考えられるんじゃないだろうか。

問題は、我々が今まで議論したことは、給源としては、いろんなことを法律は予定しているわけでございます。その給源の1つに判事補もある。それから、検事も弁護士も大学の教授もある。その方々の中で判事に適任なものはだれかというのを選ぶ方法こそが問題であって、それぞれを給源として考えるべきだ。

判事補であっても、裁判というのは、いきなり裁判所に入ったからといってできるものではない。判事に求められる資質は何かというと、社会経験も必要でありましょうし、それに裏付けされた洞察力だとか、常識的な判断も必要でございましょう。人間的な温かみも必要でございましょう。それと同時に、裁判官というものには、裁判を主宰するものとして、争点の整理もやらなければいけない、証拠の整理もしなければいけない。裁判実

務、これは竹下会長代理が夏の集中審議のときに、私どもが申し上げた裁判官の適性は何かと言ったときに、後でおっしゃったのは、それだけではなく、やはり法的な技術の問題も必要でございます。うとおっしゃったことを考えますと、今の判事補というのは問題でございます。うが、その問題を補うことを考えれば、給源の1つとして判事補というものがあってもいいのではなからうか。そのように考えます。(26頁～27頁)

【高木委員】今の議論は、裁判所法 42 条 1 号での給源の一つとしての判事補の特異性は、ヨーイドンで、経験ゼロでも裁判官だということになっていて、藤田委員のようにいきなり長岡へ言って全部うまいこと処理できたすばらしい判事補さんもおられるでしょう。(27頁)

【藤田委員】いや、並みです。(27頁)

【高木委員】そういう意味では、先ほどの竹下先生の議論もそうなんですが、大学の先生でも 10 年経たないと、という要件が入っているわけです。だけれども、経験ゼロ年でヨーイドンで、裁判官という身分を裁判所法で担保されている。給源はいろいろ並べてありますが、判事補だけ特別扱いになっていて、現に今言われたように令状審査やら仮処分事件やら少年法やら、若いうちからいろいろやっておられるわけです。レベルがきちんと担保されて、本当に国民が信頼できるならいいんですよ。判事補だけ特別扱いというところに不合理がある。論理的にははっきりいっておかしい。

そういう意味で、判事補とそのほかの皆さんとの関係では、10 年ということの担保のされ方の意味が全然違うんです。そこを混同した議論をすると、本質がどこかおかしくなってしまう。だから、もしそういう論理を徹底するなら、判事補制度などとせずに、研修所を出た人をいきなり判事にしたらいい。(27頁)

【藤田委員】その方が論理的ですね。(27頁)

【高木委員】そうならないとおかしい。(27頁)

【藤田委員】運用上どうするかの問題はありますけれども。(27頁)

【高木委員】藤田委員がさっき言われたように、ドイツなどはそうなおるといいうわけです。そこのところを混同して議論してはいけない。(27頁)

【竹下会長代理】それは別の問題ではないでしょうか。(27頁)

(略)

【吉岡委員】・・・少なくとも被告人なり、原告の代理人となって実際の市民に一番近いところで働くという、それは経験の中に必要事項として入れなければいけないんじゃないかと考えます。(28頁)

(略)

第 48 回審議会(平成 13 年 2 月 19 日)

(略)

【高木委員】・・・例えば、裁判所法 42 条を変えてしまって、そもそもこういう経験がなければ任命しないというふうに直せば簡単に済む話なのではないか。(33頁)

(略)

【高木委員】身分を保証されたままで他職経験、なんていうのは、いわゆるお客様であり、お勉強に行かれるのは結構なんだけれども、経験、それも他職を経験するということにはならないというのが、民間の常識だと私は思います。(34頁)

(略)

【吉岡委員】・・・経験の多様化について、同じページですけれども、経験をさせなければやはり一般からは信頼が得られない。そういうことで、色々な経験をさせようというところは非常に評価できることです。ただ、この文書[注：司法制度改革審議会第 48 回審議会配布資料 最高裁『裁判官制度の改革について』]を見ますと「留学を含むこれら外部派遣制度のいずれかに参加する機会を持つことができるように検討したい」ということで、今は特別な方だけが行っている外

部経験を全体に広めるという意味かもしれませんが、1年程度外に出たという、その経験だけで多様な経験を積んだと言えるでしょうか。私は言えないと思います。判事補だけではなくて、一般の市民の場合もそうですけれど、学校を卒業して企業に就職した場合、1年で企業が期待できるほどに育つかどうか、恐らく一般的な企業の場合ですと、2年は教育期間ということで見ていると思います。そういうことからしますと、判事補という資格を持った人が1年ぐらい民間企業に行ったからといって、先ほどは随分企業の人になり切っているというお話がありましたけれども、幾ら判事補が優秀であったとしても、それはおのずから限界があることであって、それをもって経験の多様化というのには、少しお粗末ではないかと思います。(41頁)

(略)

第49回審議会(平成13年2月27日)

(略)

【竹下会長代理】恐らく論点は三つぐらいあるであろうと思います。

・・・2番目の論点は、判事補の知識、経験の多様化というところでありまして、これは私の意見ですけれども、現在の判事補研修と呼ばれている制度を、より充実させて、ここは最高裁も言っておられたように、原則としてすべての判事補が、その在任期間中に弁護士事務所、あるいは行政各省庁、民間企業等に派遣されて、そこで少なくとも1年以上勤務して、派遣先の職務を行うようにすることが望ましいのではないかと思います。

その際、前々から問題になっているのは、判事補の身分を離れるかどうかという点でございますけれども、これは本人の同意が必要であるということと、年金等の処遇上不利益を受けることがないような措置が講じられるというのであれば、判事補の身分を離れるということも十分検討に値するのではないかと思います。

す。(58頁～59頁)

(略)

【中坊委員】私は、竹下会長代理がおっしゃっていただいた中で、判事補の身分を持ったまま、他の経験をするんだという考え方ですね。それは、ちょっといかなものかと思います。確かに、おっしゃるように、判事補において公務員であって、そして他の職、例えば、弁護士というものをやると、そのこと自体は基本的にやはり問題があるんじゃないかと思います。

私の経験でも、既に言いましたように、やはり弁護士というのは、弁護士として本当に依頼者との関係において、その生活がそこにかかり、そうしておって初めて弁護士経験というのが分かるわけでして、自分の身分は公務員であって、それでそのときだけ何年間か他の職業へ行くというのでは、それはしよせん、まさに見習いに行くというか、ちょっと外側から見て、我々側からすればお客さんということになるわけであって、それは決して多様な経験をしたことにはならない。特に、私が強調しておるように、裁く立場になるためには、まず裁かれる立場を経験した者がなってもらいたいという意識からすると、ほど遠いものじゃないか。

確かに、竹下さんのおっしゃるように、強制するということは法律上も裁判官という概念になっていると、身分保障というのが伴いますから、その点で確かに一つの問題があると、しかし判事として任命するときには、それはならないよということとは可能なんですね。

だから、まさに判事として採用する前には、その判事補以外の職務を何年かやってきなさいよということとして制度化するということは可能なことだし、やはりあるゆる意味において高い質ということが、経験の多様性、そして信頼ということが、しかも制度的に保障ということになります。単に運営上でどうだこうだという問題じゃなしに、判事の給源としての判事補を10年間すれば判事になれる

んだと、そこを基本的に直さない限り、今まで行われてきた、判事補が主たる給源になって、事実上判事補からのみになってきて、弁護士任官が進まないというところにもつながっているように思うんです。

だから、要するに竹下会長代理のおっしゃっていただくように、経験の多様化というのは必要であり、経験の多様化としてそういう裁かれた立場の経験は必要だ。これは大体みんな主な考えになって、同時にそれを一定の年限やらないといけないこともおおむね一致していると。問題は、それを強制できるのか、強制できないのかというのが確かに大きな問題で、その強制は私も、法律上も第一難しいんじゃないかという気がするんです。

しかし、同時に判事になる任命の、判事として採用するときには、そういう経験の多様性を持っていることが前提ですよということ自体は、別に構わないわけですからね。そこで、今おっしゃっていただいている、どなたも恐らく判事補とか一種の公務員の身分を持ったまま、いわゆる弁護士のような民間人のような立場になるのは、やはりどこがおかしいだろうという点です。そうすると、どうしてもならなければいけない。その身分を離れないといけない。離れることが実際上担保されないといけない。我々は、制度的に、単にこの判事補問題というものを運用によって賄うんじゃないし、制度的にどう保障するかということが問題だと。そうすると、判事になるときは、さっき言ったように経験の多様化が必要だから、裁く立場ばかりを 10 年やったからといって判事にはなれませんよということにすれば、今おっしゃっていただく問題は、それなりに解決するのじゃないかというような気がしているわけです。(59頁～60頁)

(略)

【高木委員】・・・そういう意味で、判事補をやめて弁護士になるというのが、一番一般的な姿として想定されるでしょ

う。ただ、別に無理やりやめさせるというわけにしなくても、判事になるためには、例えば、他職経験が必要だということにすれば、判事になりたいと思っている人は他職に当然、同意、不同意とかいう以前の問題として、なっていくはずで、そういう意味では、判事補をやめたくなければ、やめなくたっていい、そのままでは判事になれないだけですよという制度にすれば、もうごく単純にそうなるわけですし、判事補だけで 10 年過ごした人が、判事補の再任という問題があるのかないのか、それまた違う切り口でそういう議論をするならしたらいいわけだろうと思いますので、そういうふうにも身分保障の問題が詰まらない、だから、身分保障がどうしても欲しいという人は、判事補をそのままお続けになられて、けど実際には判事にはそのままではなれませんよというふうにすれば、非常に単純に整理ができるんだらうと思います。(61頁～62頁)

(略)

【竹下会長代理】高木委員と、先ほど中坊委員も同じことを言われたのですが、私は前回も言ったことですが、私は判事になるためには 10 年という期間の法律職経験を要するとの定めがあります。これは法律家としての成熟性を要求しているということなので、裁かれる立場に立たなければいけないという話ではないと思っています。法律家として成熟するためには、一つの職業だけではなくて、ほかの法律職もやる必要があるだろう。ですから、もし判事補について判事補 10 年では駄目ですといいながら、しかし検察官 10 年ならよいですとか、弁護士 10 年ならよいですというのは、私はおかしいと思うのです。もし、判事補について判事補 10 年では足りなくて、ほかのこともやりなさいというのなら、弁護士についても同じだし、検察官についても同じでないとおかしいのではないかと思うのです。(62頁)

(略)

【北村委員】・・・私は必ずしも身分を離れる必要はないだろうというふうに思っているんです。

もう一つ、ちょっと言わせていただくと、私にとっては、素人から見た場合に、法曹三者というのは巨大な原子力潜水艦に見えてしまうんです。何だかんだと、中でお互いに批判をしながら結局同じじゃないか。だから、裁判官というか、判事補が研修をするんだったら外に出てもらいたいという意識を持っているんです。弁護士事務所に行くんじゃないで、今、専門性だとか何だとかということが非常に問題になっているんだったら、研究所に行くとか、あるいは先端企業のところに行ってみるとか、いろいろ外国に行くというのも今やっているようですけども、そういう形で出て行くんだたら非常に意味があると思うんですけども、裁かれる立場になってみなければと言ったって、司法修習を行うまではみんなは裁かれる立場だったわけです。要するに、他職の経験というのはある程度いるんな、職業としては積んでいないかもしれないけれども、そういう目線が大切なのであって、そういう意識が大切なんだと思うんです。それを、絶対にそれにならなければならぬんだという考え方は、私自身の意見ではちょっとどうも納得できません。(63頁)

【山本委員】他職の経験なのか、よりよい判事をつくるための研修なのかという議論にならなければいけないんです。

・・・そういうふうに考えると、身分がどうのこうのというのは、北村先生がおっしゃるように余り関係ないんです。いずれは帰ってくるわけですから、それは例えば、公務員でも国家公務員から地方公務員のときは、国家公務員を離れて地方公務員の辞令を確かもらっているはずですね。でも、やはり3年か何年か経って帰ってくるというときに、受け取る方だってそれはやはりお客様意識があるし、やはり研修というようなニュアンスは消えないと思うんです。それがいけな

いかというと、それはそれなりに十分意味があると思うんです。(63頁～64頁)

(略)

【石井委員】判事補の研修をより充実させることの必要性については、皆さんもおっしゃっておられますが、やはり色々な経験を積むということが非常に大切なことだと思っております。少なくとも2年ぐらいは色々な企業とか、外国のローファームとか、そういうところで勉強し、経験を積むことが重要だと思います。

前からも申し上げておりますが、できれば2年ぐらい海外のロースクールとか、海外の裁判所等にも行かせて、視野を広げさせることが必要ではないかと思っております。特に、これからはどうしても国際性ということが非常に重要な要素になります。国際性を身に付けるという見地からも、海外研修を必修科目としたらいかがかと思っております。(64頁)

(略)

【高木委員】・・・そういう意味では、失礼な言い方かもしれないけれども、お客様として遊学されるという域を出ない、そういう種の研修、それも意味がないとは言いませんが、今みんなが求めているのはどうもその辺とはちょっと違うんじゃないでしょうか。弁護士が裁かれる立場かどうか、その弁護士論は山本さんと中坊さんで論争していただいたら結構ですが、いずれにしても、いわゆる法曹の将来のコアである裁判官という仕事をされる人たちの、当事者経験というのか、そういうものを通じて国民が期待する裁判官像にできるだけ沿うようになってほしいという話ですから、私は当然身分は離れられ、戻られることを保障するしないはいろいろ形によって考えたらいいんだらう思います。

・・・それで、竹下さんにお尋ねしたいんですが、裁判所法 42 条の問題を竹下さんはどうされようとしておるのか、ちょっとその辺お考えがあったらお聞か

- せいただきたいと思います。(65 頁 ~ 66 頁)
- 【竹下会長代理】私は 42 条に手を付けるということを考えているわけではなく、それとは別に、要するに判事補の期間中に多様な経験を積めるように弁護士事務所などへ行くということにしようということです。42 条は弁護士も通算して 10 年でよいわけですから、弁護士事務所へ行く、あるいはそこに書いてあるような他の法律職でもよいわけですね。(66 頁)
- 【高木委員】先ほど、冒頭の御説明では、すべての判事補が何らかの経験をということでしたね。(66 頁)
- 【竹下会長代理】原則としてですね、例外はあり得るかもしれません。(66 頁)
- 【高木委員】そういう意味で言えば、42 条がそのままだったら、判事補だけ 10 年でいいわけですか。(66 頁)
- 【竹下会長代理】だから、それは例外的にそういう人が出てきたときに、それは判事の任命資格を認めないというのは、私はおかしいと思っています。(66 頁)
- 【高木委員】例外的じゃなくなったらどうするんですか。(66 頁)
- 【竹下会長代理】別にそれはそれでよろしいではないですか。42 条を変えなくてもそれでよいわけなのです。(66 頁)
- 【高木委員】ちょっとそこのところはよく分かりませんね。今、要するに判事補だけ 10 年でいいと書いてあるわけですね。できるだけ、もっと判事補の人に多様な経験をしてもらおうということで議論しておって、法律も変わらなかつたら実質的に何が担保してくれるんですか。行くのが嫌だと言ったら、もうみんなそれで済んでしまうわけですか。(66 頁)
- 【竹下会長代理】いや、それはいろいろな方法があり得ると思います。判事補について裁判所規則で何らかの定めを置くということもあり得ます。(66 頁)
- 【高木委員】これは失礼ついでに申し上げますと、では臨司の報告書が判事補について、あるいは特例判事補についていろいろ書かれましたけれども、その後今日までどういうことになってきていますか。臨司ははっきり特例についても指摘していましたが。(66 頁)
- 【竹下会長代理】その問題はちょっと別ですよ。(66 頁)
- 【高木委員】判事補の在り方についても、臨司はいろいろな意見を出されました。少なくとも我々は、臨司の言われたことをクリアーして議論をしたいと思って議論に参加しておるわけです。だから、いろんなやり方があると言うけれども、我々が議論してきたこういう方向に向かおうじゃないかというものを、42 条を直さないで何が担保してくれるんですか。(66 頁)
- 【竹下会長代理】例えば、先ほどの任命選考あるいは諮問委員会の審査基準のようなもので、そういう多様な経験を要求するというのも、一つのやり方としては考えられるのではないですか。(66 頁)
- 【高木委員】もしそういうことで、じゃ判事補 10 年やった人が、私は任用されなかった、法律どおりやって何がおかしいんだというふうに言われたら、どう答えるんですか。(66 頁)
- 【竹下会長代理】それは、資格がある人はみんな通すということではなかったわけですね。先ほどの諮問委員会というのは。資格のある人の中で、適当な人、適当でない人を選び分けましょうという話ですね。ですから、判事補 10 年で法律上の資格があるけれども適当でないというのなら不適任であるという意見を述べることになるのではないのでしょうか。(66 頁)
- 【高木委員】私が言っているのは、資格のある人でも通す通さないという世界は確かにありますが、法定の資格を持っているのに、何で通してくれぬのですかと言われたときに、あなたは他職の経験がないから通さないということ、ルール化することが、法律に書いていないのにできますかということなんです。(66 頁 ~ 67 頁)

【竹下会長代理】それは、どうでしょうかね。(67頁)

【井上委員】それは、実質的に選別、あるいは選考ないし推薦するときに、何らかの基準をつくるとすれば、それと同じレベルの問題でして、あとはその基準が合理的かどうかということだと思のです。それが合理的であれば、法律上も許されることだと思います。しかも、その基準の作り方も、それがないと不利益に扱われるというやり方と、そういう要件を備えた人を優先する、要するにプラスの方に数えるというやり方もあるわけです。ですから、どれが一番実質ふさわしく、実効があるのかということであって、法律でなくても私は効果はあるのではないかというふうには思うのです。(67頁)

(略)

【水原委員】・・・というわけで、私は、もしできることならば、全員というわけにはいかない、同意がなければいけない、先ほど 42 条の問題がございましたけれども、身分保障の問題がありますから全員というわけにはいかぬでしょう、だけれども、原則としては他職経験だけでなく、他職経験の中でも弁護士になって、本当に真相、世の中の真相はこんなものだということを話してもらおう。そして、それを聞いて裁判に望むことが非常に大切じゃなかろうかなという気がいたします。

さはさりながら、身分保障がございませぬ。42 条という問題もございませぬ。私も 42 条は手を付けるべき必要はないのではなかろうかという気がいたします。身分保障があるために、無理に弁護士になりなさいというわけにはいきませぬ。ただ、先ほど来、代理と井上委員がおっしゃったように、今度諮問委員会という制度ができるわけがございませぬから、ここで判事補だけしかやっていない者は駄目よというわけにはいきませぬ。その中でも、やはりいろいろな経験を経ている人もおります。ことによつたならば、仕

事の関係でどうしても弁護士に行きたいけれども、弁護士に行けなかった場合、そういうことも考えておかなければいけないでしょう。そうなりますと、やはり原則としては、できる限りみんなが、年限はどれぐらいになるか分かりませんが、弁護士としてその経験を積むことが望ましいんじゃないかなという気がいたします。

けれど、これは飽くまで、先ほども申しましたように身分保障等の問題もございませぬし、強引にというわけにはいきませぬ。(68頁)

(略)

【竹下会長代理】水原委員に伺いたいのですが、それは弁護士事務所であればいけないという御趣旨ではないのですね。(69頁)

【水原委員】私は、やはりできる限り弁護士事務所と。(69頁)

【竹下会長代理】できる限りというのは、そのとおりだと思いますが。(69頁)

【水原委員】それに決めてしまうというのは、ちょっと問題があるのかなという気がいたします。多様な経験を積むことが必要なんだけど、だけれどもやはり裁く立場というのは、訴訟の当事者と言いましようか、関係者、これと直に接触する機会を、ある時期に持った方が望ましいということがございませぬ。必ずということではございませぬ。(69頁)

【竹下会長代理】実は、現在私がお引き受けしている他の仕事と比較的関連の深いことですが、立法を担当する仕事に今、判事補の人がかなり関与しておられるわけです。私は、これは、判事補の他職経験としては非常に貴重なものだと考えているわけなので、そういう人については、別に弁護士事務所に行かなくても、当然に判事に適任であると考えているものですから、水原委員のお考えがそういう考え方と抵触するのかなどうか伺いたかったわけです。(69頁)

【水原委員】それは抵触しませぬ。だから、できる限り弁護士経験ということがござ

います。私は、検事もとまでは言いませんけれども、検事もそれが望ましいだろうなという気がします。(69頁)

(略)

【井上委員】私の考え方を申し上げますと、先ほど竹下先生が法律家としての成熟と言われましたが、判事にふさわしいような幅広い視野とか視角、違った視角からものを見るとか、そういうことが中身になって成熟していく。そういう意味では、私は実際の視点から見ても、弁護士事務所について経験を積むというのが本流と言うか、そういうふうになるだろうと思いますし、それがまた望ましいだろうとも思うのです。

ただ、先ほど北村先生とか何人かの方が言われたように、そこでもしかし、法曹という仲間うちにとどまるわけですので、それとは違った経験とか視角というものも持ち込んだ方がいいだろう。そういう意味では、主としては弁護士事務所であっても、それ以外のところを排除するのはどうかなと思うのです。本当を言うと、一人の人にいろいろ経験してもらった方がいいのかもしれませんが、それは無理ですので、一人の人は一種だけの経験であっても、そういういろんなバックグラウンドの人が集まって一緒に裁判所の中で仕事をやる。そのことによって全体で多様で多元的な、あるいは足腰の強い裁判所というのがつかれると思うのです。

その場合に、皆さん弁護士事務所の方を専ら議論されていたのですけれども、法曹以外のところの企業とか行政だとか、いろんなことがあると思うのですけれども、そういったところに出るときに、先ほど高木委員がおっしゃったように、数か月、しかも身分を持って給与も裁判所からもらいながらというのでは、お客さんでしかない。そのところは、やはり弁護士事務所と同じような期間、身分を離れてやるべきだと思うのです。そこで起こってくるのは、先ほどちょっと触れました通算の問題ですが、そ

の点は、通算するとき、例えば、企業で法務的な仕事をやっている人は、それをカウントするというような制度に改めるか、あるいは、皆さん一たん弁護士に登録する。これから恐らく企業内法務だとか、行政でも弁護士資格を持った人が関わる必要が高くなると思いますので、そういう形にしていくということも考えて、そうするために、公務員法だとか、いろんなところも手当てをしないといけない。そういういろんな手当てを整備するというを前提にして、身分を離れさせるということを考えてもいいのではないかと思います。期間の点も、長短いろんなお考えがあると思うのですが、その趣旨にふさわしいような、やはり実質を伴った期間ということが必要なのではないかというふうに思います。(70頁)

(略)

【藤田委員】・・・ただ、これを判事の任命資格で法定しますと、判事になりたければ、それをやればいいじゃないかと言いながら、今のキャリアシステムというものを前提としますと、間接的に裁判官をやめることを強制することになりますから、やはりそれは問題ではないか。私のように基本的にどうしても判事補以外の経験を持たなければ任命できないというような制度認識ではございませんから、そこまでやらなくてもいいのではないか。もし、駄目な人がいれば、先ほどの選任の諮問委員会のところでチェックすればいいのではないか。こういうふうに考えております。(71頁～72頁)

(略)

【中坊委員】私は言っていることに固執するようでは、先ほどから言っていますように、現行法、裁判所法42条の規定によって給源は、やはり弁護士も検察官もみんな判事になれるということになっておったわけです。多様性や可能性は全部帯びておった。にもかかわらず、なぜ判事補だけが給源の主なものになってきたかという反省の上に立って、今この物事を考えないと、我々は今、その弊

害を、それじゃこの審議会で考えるのかと、だからそれをほかの職業にもっと就くべきではなかったかというようなことを議論していると思うんです。

そうすると、確かに身分を、裁判官というのは憲法上身分の保障があるんだから、意に反して他の職業をやってこいということは言えないかもしれない。しかし、裁判官を任命するというときには、他職経験を条件にするということは可能なんです。今言うように、判事補だけ 10 年やったから裁判官にするということはしません。そうでないと、我々は運用の問題ではなしに、まさに今まで中間報告の中で、制度的に担保するものをつくらうということにしているわけですから、私はやはりそこで判事補を 10 年間しても、判事にはなれませんかよということ、ここで制度として明確に打ち出さないと、今までの 50 年間の長い年限の間の問題点というものを、除去するののかということにはならない。

だから、私は今言うように、判事として任命するときに判事補の経験だけでは駄目ですよ、他のいろんな法律実務、それは私は別に弁護士に必ずしも限られることはないと思うんですけれども、けど少なくとも、このことをやってくることが必要ですよということは、きっちり決めないといけない。私はそうしないと結局は、先ほどちょっと高木さんから臨司の意見書の話もありましたけれども、判事補は一人で裁判をしていけないとか、特例判事補はすぐなくす、いろんなことを言ったけれども、結局やはり実行されなかった。だから、やはりここははじめをつけるという意味においても、判事補を 10 年やれば、それだけで判事になれるんだという原則はこの際変えないといけない。私は今回の裁判官の任命手続としての、むしろ判事補というのは、まさに判事の補佐としてのロークラークのような性格のものとしてとらえて、それも確かに 10 年の間の経験の一部にはなるけれども、それだけではいけ

ませんよということ、これを明確にうたうことが必要なことではないかと思います。(73 頁)

【水原委員】今の問題ですけれども、最高裁判所の御意見の中にも、原則としてすべての判事補が任期中に留学、あるいは外部派遣制度のいずれかに参加する機会を持つことができるように検討したいということでございますので、その検討結果をやはり見守る必要があるのではなからうか。(73 頁)

(略)

【佐藤会長】・・・まず第一に、これまでの運用についての評価は様々あり得るだろうと思いますけれども、ここではこの点に關しどう評価するかについて直接の課題とするのではなくて、21 世紀の在るべき司法という観点から見た場合に、判事補のほとんどすべてがそのまま判事となり、事実上判事の主要な給源となっていることは、裁判所法本来の趣旨に照らしても必ずしも適切なものではないということについては、大体共通の認識、理解があるのではないかとということであります。

そのような共通の認識、理解の下で、改革の具体的な方策について検討した結果、まずは判事補に、原則としてという言葉でいいのかどうかは自信がありませんけれども、原則として弁護士など他の法律専門職等、これには民間も行政庁も含めているつもりであり、勿論検察、あるいは法学者でもいいわけですが、弁護士など他の法律専門職種等の職務経験を積んでもらうということ、制度的に担保する仕組みを整備する必要があるのではないかと、大体この辺のところに落ち着いたのではないかと気がいたします。

そこで、その制度的担保の仕組みとして具体的にどういう内容のことを考えるかということになります。

一つは、いろいろ意見がございましたけれども、真に実のある経験と言いますか、そういうことをしてもらうためには、裁判官の身分を一応離れて、他の法律専

門職等の職務に就くこととするべきではなからうかということでもあります。これは、北村委員もおっしゃった意識の問題だろうと思うのですが、離れることによって意識が徹底するということもある。そこは理解がいろいろあるかもしれませんが。

2番目に、その職務経験は相当程度の期間のものであるべきだということでもあります。4か月とか半年とか1年といった期間は、あるいはちょっと短過ぎるかもしれない。日弁連の御主張では5年だったですかね。この辺、今のところでは相当程度の期間というようにさせていただきたいと思います。

3番目には、原則としてすべての判事補が、この仕組みによって他の法律専門職等の経験を積むことを制度的に担保することを考えたかどうかということでもあります。42条の改正をすべきかどうかについては、いろいろな考え方があると思いますけれども、今日の段階では制度的に担保するということでとどめておきたいと思います。制度的担保と言いましてもいろいろな仕掛けがあると思うんです。今日の段階はこの程度でいかがかというように思っております。

そして、これに関連してですけれども、判事補についてこういう方向で考えるとすれば、弁護士、検察官等から裁判官に任官しようとする者についても、例えば、判事補とか、あるいは後でちょっと触れますけれども、また、鳥居委員がおっしゃったことですが、調査官などとして裁判所内部での職務経験を積んでもらうということも同様に、経験の多様化として貴重なものがあるんじゃないかということも付言しておきたいと思います。(78頁～79頁)

(略)

【北村委員】今、先生がまとめられたことについて、ちょっと意見を述べさせていただきたいんですけれども、弁護士事務所等という言葉で、弁護士からの裁判官任官がこれから多くなっていくわけです

ね。(79頁)

【佐藤会長】それを期待しているんですけども。(79頁)

【北村委員】中坊先生が頑張ってると思いますから、当然多くなってくると思っているんです。そうしますと、この判事補の方を、そんなに弁護士の事務所、事務所というふうに言う必要がないだろうと。例えば、合議制による時に、弁護士から出た人と判事補から行った人と一緒になってやればいいのであってというのが一つあるんです。だから、等じゃなくて、なるべく具体的に、本当は弁護士事務所云々と入れていただくと、分かりやすいなという気がします。

もう一つは、職務経験とおっしゃったんですが、等の中には職務経験というふうに一般的には言えないことも入るんじゃないかなというふうに思うんです。例えば、大学院に入るとか、留学するとかというのは職務経験とは恐らく言わないだろうというふうに思うんです。ですから、そのところの言葉の使い方をちょっと考えていただければと。(79頁～80頁)

(略)

【北村委員】もう一度確認させていただきたいんですが、私と山本委員は少なくとも研修でいいんじゃないかというような意見を述べたんですが、それはもう消えてしまったんですか。(81頁)

【佐藤会長】研修の意味の取り方にもよるんですけれども、一応身分を離れてということ。研修だから専念できないとか、そういうことではないんですけれども。(81頁)

【北村委員】そういうことはないと思うんです。(81頁)

【山本委員】戻る保障はあるわけでしょう。(81頁)

【北村委員】だからそういう意味で。(81頁)

【佐藤会長】それはそうですけれども。(81頁)

(略)

第 58 回審議会（平成 13 年 5 月 8 日）

（略）

【竹下会長代理】私が最初に発言するのは適当ではないかもしれませんが、[注：司法制度改革審議会第 49 回議事概要] 9 ページ [注：同抜粋 4 ページ] の上の 3 行目にマル 2 がございます。そのうちの最初の（マル）、「真に実のある経験を積ませるため、裁判官の身分を離れて他の法律専門職等の職務に就くこととするべき。」というところですが、これは前からいろいろ問題があるところで、いろいろ条件があったと思うのです。まず、本人の承諾が必要なのではないかと。憲法上の身分保障があるから必要なのではないかと。それから、これは必ずしも全員の意見が一致していたわけではないかもしれませんが、年金等いろいろな処遇上、不利益を受けることがないというような条件が付いていたと思うのです。ところが、こういう書き方ですと、無条件に裁判官の身分を離れて他の法律専門職に就くということが決まったように読めてしまうので、そこはここでの了解とは違っているのではないかと思います。それだけ念のために申し上げます。（89 頁）

【佐藤会長】そのことは皆さん、念頭に置いていらっしゃるのではないかと思います。確かに代理もこの趣旨のことをおっしゃっておられまして、非常に重要な事柄なんですけれども、やや付随的な問題のような気がします。（89 頁）

【竹下会長代理】本質的な問題ではないけれども、それぞれの個人にとっては重要な問題ですから。（89 頁）

【藤田委員】今のところにも関連するんですけれども、判事補に弁護士等、他の法律専門職等の職務経験を積ませることを制度的に担保するとありますが、議事録によりますと、会長のまとめでは、弁護士、そのほかに検察官もあり、行政庁、民間企業の経験、あるいは最高裁等は留学等も含めて、そういう幅の広い経

験を積むということがいいのではないかと、という趣旨をおっしゃっている。その「等」の中に入っているのかもしれませんが、弁護士だけを例示していると、そういうニュアンスが出てこないのので、もう少し具体的にお書きいただいた方がいいのではないかと。

その次の、裁判官の身分を離れて他の法律専門職等の職に就く。これは弁護士事務所に行って弁護士経験をするのに、弁護士の資格がなければ、お客様で実のある体験ができないからということで、弁護士事務所に行くときには弁護士の資格で行くのがよいとは申し上げましたけれども、それ以外の今申し上げたような幅広い場合について、裁判官の身分を離れるというような議論はなかったのではないかと思います。

それから、期間の点であります。これは弁護士任官を日弁連も最高裁もいろいろ努力していただいているわけでありましてけれども、その弁護士任官の飛躍的な拡大ということが裏付けとしてないと、迅速で適正な裁判を受ける国民の利益が害されるということもあります。期間の点については、議事録では会長は 4 か月や半年や 1 年程度では足りないかもしれないという言い方をされておりますけれども、そこら辺のいろいろなほかの諸条件を勘案して期間が決まってくると思いますので、そういうニュアンスを出していただければという気がします。（89 頁～90 頁）

（略）

【高木委員】・・・そういう意味では、留学の話があったけれども、これは他職経験というよりは、お勉強だと私は思うんです。例えば、外国のローファームで実務をやられるとか、外国の裁判所で実際に裁判実務、国の制度が違うので、そう簡単に行くのかどうか私はよく分かりませんが、そういうことなら、海外に出ることが全部お勉強というか、いわゆる学生的なお勉強ではない面があるなら、それはそれで対象に考えたらいいいんだろう

と思うけれども、実質的に、いわゆる留学というのは勉強なんです。それも法律的・学問的な勉強中心の留学、そりゃその国の生活慣習やら何やら覚えてこられるかもしれないけれども。そういう意味では、留学というのは、ここで言う他職経験ではないと思います。(91頁)

(略)

【山本委員】他職経験とおっしゃるけれども、よりよい裁判官をつくるためのキャリア・パスだと思うんです。ですから、身分の如何を問わず、受け入れた民間企業の使い方にかかるわけです。給料を出したってお客様扱いすることだってあるわけですから、そこのところは余り形にとらわれない方がいい。

それから、海外留学などはうんとやってもらった方がいいと思います。勉強だとおっしゃるけれども、勉強は大事だと思います。(91頁)

【中坊委員】先ほどから出ているように、私たちは、その点は大体合意してきたと思って、意見も一致していると思うんだけど、要するに、裁く立場ばかりを継続していて、10年経てば判事になるということはおかしいということになって、その前にほかの職業に就いてもらって、それから判事というものになってもらいましょうということによって一致してきた。その真意は、まさに高木さんのおっしゃるように、裁かれる立場、そういうものを本当に実効あらしめるためには、まさに身分を離れてなるのが一番骨身にしみて分かるという意味において、身分を離れてということに達した。

先ほども藤田さんのおっしゃるように、それを制度的にどう担保するんですかということには、確かにいろいろ裁判所の方も直すとかならないとか、いろいろあったかもしれないけれども、それを制度的にどのようにしますかというところまでも、我々は一致してきたんで、確かにその意味では、より質の高い裁判官、より質の高いということは、まさに国民の側から、裁かれる、利用する国民の立

場から見てのものなんだから、普通の国民の立場になっていくということが前提なんです。そうならば、身分も裁く方の立場から、裁かれる側の一般の利用する立場に一旦なってもらって、その上で今度は裁く方の立場になってもらいましょうという意味では、我々はおおまかに一致していたと思うです。(91頁～92頁)

【竹下会長代理】その裁く、裁かれるという点ですが、中坊先生は前々からそう言っておられるし、高木委員も同じ御意見かもしれませんが、そうでない意見の方が私はむしろ多いのではないかと思うのです。要するに、法律家として、いかにキャリアを豊富にして、成熟させるか、それが大事だということだと思います。(92頁)

【中坊委員】だから法律家としてというのは、要するに、基本的に言うたら、なぜ判事補という裁く立場のまま継続していったらおかしいということかということになれば、そういうことの受ける立場ということに、民間企業であれ、行政庁であれ、一当事者として参加していくという意味では、裁かれるという言葉が余り気に入らないようであれば、利用する側に立って、立場の交換をしないと、意味がないんじゃないかということとは、大体みんなも一致していたんじゃないですか。(92頁)

【石井委員】判事補の外部派遣制度ということについては、基本としては、知識とか経験の多様化を図るということでありますから、弁護士事務所に行くのも大変結構なことですし、海外留学とか、企業とか、そういうところへの出向も検討していただくのも良いのではないかと思います。(92頁)

(略)

【藤田委員】中坊委員の御意見は分かるんですけども、私が幅広い体験を判事補にしてもらった方がいいと申し上げていたのは、そういう趣旨ではなくて、裁く立場に立ち続けていても、裁かれる者の

心情を理解できる人もいれば、裁かれる立場に立っても、裁かれる人の心情が理解できない人もいる。要するに、その人の人間性の問題ではないかということは何遍か申し上げているわけです。幅広い経験をした方が視野が広がるし、人間としての深みも出るしという意味で、弁護士、検察官、行政庁、企業等の経験をするのがいいのではないかと申し上げているわけです。

それから、高木委員のおっしゃった留学の問題なんですけれども、裁判所でやっている留学にはいろいろなものがございまして、終始大学で勉強するのもあるんでしょうけれども、裁判所と弁護士事務所を回って研修をする、あるいは1年大学に行って、残りの期間を実務をやるという留学もございますので、そういう意味では、幅広い体験を積めるという内容であろうかと思えます。(92頁)

(略)

【高木委員】・・・それから、留学にもいろいろあるんでしょう。では、行って、向こうで具体的な事件を持たれて、実務を自分でこなされてということで、もしおやりになっている部分があったら、それは別に留学という名前を使わなくても、向こうで弁護士の仕事をしておられますでいいんじゃないかなと思うんです。

一般的な語感として捉えられる留学というのは、勉強に行かれるということだろうと思えます。もしどうしても留学が不可避だということなら、10年の外でおやりになったらいいんで、10年の判事補経験、あるいはいろんな資格による経験を課しているわけですから、留学に行くなら、その留学期間は別途にカウントされて、10年という期間には入れない。今までの論議の筋からすると、それがオーソドックスな論理のとらえ方ではないか。それから、竹下先生が言われたことは分からぬでもないですが、本人の承諾という要件、これは職業選択の問題とかいろいろあるのかもしませんが。(93頁)

(略)

【高木委員】そういう他職経験をしてくださいということがルールの対象であるとしたら、それを拒否する選択が正当化されるというのは私はないんじゃないかなと思うんです。(93頁)

【佐藤会長】そこは既に議論しておりまして、判事の任命のときに考慮するということですね。その趣旨を明確にすべく、裁判所法を改正するべきだ、いや、最高裁規則でもいいんじゃないか、あるいは、さっき議論した諮問委員会ですか、この種の委員会の判事選考のルールとして考えればいいんじゃないか、等々のレベルの議論だったと思います。(93頁)

(略)

【吉岡委員】・・・それから、留学についてですけども、確かにアメリカに行ったときも、ロースクールにいらしている方がいらっしやいまして、どこの裁判所ということも伺ったんですけども、報酬を保障されて、それでいらしているという場合に、他職経験とは言えないのではないかと思います。少なくとも職業という考え方で言えば、勉強するのは職業ではありませんし、どこかのローファームなり裁判所なりで働く、そこで収入を得るということでない、他職という職業の経験にはならないのじゃないか。基本的にはそういう考え方でないといけないのではないかと思います。(94頁)

(略)

【北村委員】今、何を決めようとしているのかというのがよく分からないところがありまして、今の議論というのは、前にやった議論の繰り返しになっている部分があると思うんです。前のところで今のような吉岡委員の意見も出てまいりましたし、他職経験だけじゃないんだから、他職経験等とか、法律専門職だけじゃないんだから、法律専門職等となっているんじゃないかなと思うんです。これをもっと明確にした方がいいということなんでしょうか。それとも、そういう「等」という形で、一応議事録を見ても、こちら

を見てもそうになっていると思うんですけども、何を。(94頁)

【佐藤会長】より明確に御認識いただければということです。(94頁)

【北村委員】そうしますと、前に申し上げた意見を繰り返して申し上げないと仕方がないと思うんですけども、私は今の弁護士事務所、日本の弁護士事務所というもので、すべての弁護士事務所がそういうような形になっているとは限らないと思う部分がありまして、それが専門性の問題と、国際性の問題、確かに弁護士事務所の中では渉外事務所みたいにそういうことをやっているところもあればやっていないところもあると思うんです。

今の裁判官に欠けているのも、この専門性、国際性じゃないかなと思います。

そうしますと、これを補っていくということが必要であろうと。そうすると、外国での留学経験等を踏まえるということも一つの選択肢で、全部外国ばかりに行って、国内の方に誰も行かないということをお願いしているんじゃないかと、いろいろな裁判官が必要になってくるだろう。専門性も、日本の研究所であったり、企業であったり、また、弁護士事務所でも積むということも可能でしょうし、そういう広い経験というものを要求したのがこのときの議事録のまとめなんじゃないかなと。それに反対する方と、私だとか、石井委員などはそういうことは必要であると言った部分なんじゃないかなということなんですけれども、何かはっきりできなくてすみません。(94頁～95頁)

【石井委員】外国に行ってもらおうというのは、何と言っても今日本が、一番欠けていると言われていた国際感覚とか国際性を身に付けてもらおうというのが最大の目的であります。そういう意味で学生だともども駄目だというお考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、私は逆に言いますと、学生でないと国際性は身に付きにくいのではないかと考えております。

一般の会社、又はローファームでも良いとは思いますが、そういうところへ入ると、日本にいるのと同じ感覚で、お客様扱いになってしまい、実際の仕事もなかなかできないのではないのでしょうか。それから向こうへ行って、いきなり弁護士の仕事をやってみると言われても、語学力の点で普通では絶対についていけないと思います。語学が達人な方であれば、それはそれで結構なことですが。一方、学生として行けば、向こうの学生と同格に扱われますので、かえって本人にとって厳しい環境に置かれることとなります。

そういうことで、国際性を身に付けてもらうという意味では、単なる留学でも私は良いと思っております。皆さんの中には御心配もあるようですから、例えば、2年行かせるとすれば、1年間、一生懸命勉強してもらって、修士とかロースクールの学位とか、どういうものが取れるのか分かりませんが、それを取ってもらう。あとの1年間、向こうで実際の研修を積んで帰ってくる。そういうことを、もしやっていただけるのであれば、そういう考え方を取り入れた方が良いのではないかと考えています。(95頁)

【井上委員】私も前に言ったことを繰り返すだけなんですけれども、私が申し上げたのは、判事となるのにふさわしい幅広い視野とか、違った視角から物を見るということが必要だろう。しかし、一人の人にたくさんのことを要求することはできないですから、いろんな経験を積んだ人や、いろんなバックグラウンドの人が集まってくることにより、裁判所全体として多様性を持たすということではないかと思うのです。実際的に見ると、弁護士事務所に行って経験を積むというのが主流というか、大きな流れになるということは、どなたも異論がないことなんですけれども、それ以外にどういうことがあるのか、そういう問題だろうと思います。

その際に、これは北村先生などもおっ

しゃったのですけれども、法曹とか法律の世界だけで物を見るだけでいいのか、それ以外の経験も重要なのではないかと、ということがあると思うのです。

さらに、もう一つバリアーがあるのは、実際の職業に就いて、給与をいただいて、実社会の経験を積まないといけないのかどうかということだと思のです。

その点で今、石井委員がいみじくも言ってくださったのですけれども、大学とは限らないのですが、何か一つのことを深く勉強する、あるいは幅広く勉強するという人もいてもいいのではないかと。そして、それは、外国もあれば国内ということもあると思うのです。大学人だから言うわけではないのですけれども、そういう人もいてもいいのではないかと。それをあえて排除するまでのことはないのではないかと。大きな流れとしては皆さん一致しているわけですから、そういうふうな感じを持っています。(95頁～96頁)

【中坊委員】また前説を繰り返すようすけれども、今本当に司法が国民から信頼されているかどうかというのが、今回の司法制度改革の大きな問題になっているのです。その中核である裁判官に、より質の高い人になってもらわなければならないということでこの問題が論じられて、より質が高いかどうかということは、まさにだれが判断するかと言えば、利用する国民主権の主権者が判断するのだということに、我々は大きな意味では合致してやってきたと思うんです。

そういうことと言えば、私の言うているように、判事補というものを10年間継続するということは何を意味しているかということ、言葉は嫌いかもしれないけれども、少なくとも裁くという、裁判官と同じ仕事をしてきて、そのままそれが判事になるという、そこに基本的な問題点があって、利用する立場から見たらそれでいいかというのが問題になってきたのです。そのことから、いろんなほかの経験を、判事補という立場だけじゃなし

に、ほかの経験を積んできてもらいたいということになった。

確かに今おっしゃるように、何も弁護士事務所に必ずしも限らない。それが主流にはなるでしょうけれども、それにも限らない。まさに法曹の資格を持って行政の分野に、あるいは企業法務に行かれようが、そこに行かれてやっていただいて、そういうことの実績を持っていることが、藤田さんのおっしゃるように、まさに個人としては、身分を離れて経験したからといって身に付くとは限らないと思います。しかし、まさにそういう経験を持っているということが、国民をして信頼させるということにつながっていくんだから、そういう意味において、我々は他職経験ということを要求し、同時にそのためには、身分を離れて行ってもらうのが一番実質化するんじゃないかと、こういうことで我々の議論をしてきたと思うんです。一番最初に石井さんがお尋ねになったように、今、裁判所が現に企業とかあちこちに人を派遣している。その実績を事務局でも一遍調べてくださいということをおっしゃいました。私は率直に言って、これに関係しています。

ということは、私は大手の新聞社の顧問をしています。そこでは毎年裁判所から人が来ていただいております。しかも、何人かの人がずっと今までも継続して行っています。それを新聞社側がどう見ておるのかということ。それから、裁判官自身がそれではどう思っているのか。あるいは企業に行かれた裁判官がどう思っているのか。その双方から私は聞いています。

率直に言って、先ほど高木委員のおっしゃったように、まさに新聞社にしても、来られた方は、皆さんはお客さんとして遇しておいて、一定の期限が来られたらお帰りになるという人として遇しているのであって、それ以上に、まさに新聞記者としての仕事をしているとは受け入れる側は思っていない。まさにお客様として人をお預かりして、お返ししていると

いう感覚なんです。

本人の方にも私は聞きました。どうい
う場合に聞いたかという、弁護士任官
というのを進めていましたし、裁判所と
の間で平成 2 年に初めて弁護士任官とい
うことを制度化するというので、対話
集会というのをやったことがあるんで
す。その中で何人かの裁判官が裁判所の
外へ行かれて、自分は物すごく参考にな
った。企業に行って、営業の仕事もした、
こういう仕事もしたと言われた。

ここで大事なのは、まさに藤田さんの
意見と同じことになるんだけど、行
った人の感覚と、それを受ける側、まさ
に全国民というか、利用する立場の感覚
というのは、全く違うんです。その人は
何も悪気がないです。一生懸命やったり、
自分も参考になったと思われています。
しかし、それを本当に受ける側の国民が
そうだと見ているかということです。そ
れは明らかに差があるんです。受けた側
は、自然にお客さんとしてしか遇してい
なくて、給料も裁判所からもらえるん
だから、新聞社も別に出さないし、お客
さんだということになっていきますし、私
自身は裁判所から来られた方と懇談会も
やっています。まさに実体はこの目で見
てきているんです。新聞社に派遣された
何人かの裁判官と会合して会ってきてい
る。その人が言うことと、新聞社の立場
というのも両方とも聞いて分かっている
んです。

そこで必要なことは、行く人の感覚と
いうものと、それを受け入れる一般国民
の立場とがどれくらい違うかということ
をここではっきりさせていかないとけれ
ないのです。だからこそ我々として、身
分を離れて、少なくともその立場になっ
ていましたよということが、私は非常に
必要な要件だと考えるのです。それな
くしては、基本的に国民が裁判官を信頼
するという事にならない。これは非常に
重要な視点だろうと思うんです。(9 6
頁 ~ 9 7 頁)

(略)

【佐藤会長】・・・そして、他職の経験と
いうことですけれども、この取りまとめ
では、弁護士など他の法律専門職種等の
職務経験とあって、等が付いていて何な
んですけれども、これを基本にしながら、
今日もいろいろ言及された留学の問題も
考える。留学と言ってもいろんな形態が
あるかもしれない。石井委員がおっしゃ
ったようなこともあるかもしれない。で
すから、およそ言葉として留学が駄目だ
ということではありませんけれども、法
律専門職種としての他職経験ということ
を基本にして、それに匹敵するくらい
のものじゃないかということであれば、そ
れを排除するまでもないというように思
うんで、その辺で今日のところは御理解
いただけませんか。(9 8 頁)

(略)

【佐藤会長】・・・ほかの点、例えば相当
期間といっても、どのくらいなのかとい
う問題があります。私は 1 年ではちょっ
と足りないんじゃないかと申し上げてお
りますし、日弁連の方は 5 年くらいは必
要だと言っているわけですが、これも議
論し出したら難しいことで、今日の段階
では相当期間ということとどめておき
たいと思います。相当期間ですから、1
年はちょっとなという思いはあります。
2 年か 3 年かなという、それは私の個人
的な思いであります。相当期間という
ことにさせていただいて、原則としてす
べての判事補が法律専門職種の他職経験
をしていただく。しかし、それに匹敵す
るようなものもいろいろ考えられるかも
しれない。今日の段階で、これはよくて
これは駄目だということを決めることは
難しいと思います。いろんな考え方があ
りましようから、今日の段階ではこの程
度とどめさせていただきませんか。(9 9 頁)

【山本委員】「裁判官の身分を離れて」と
いうのは、このまま生きるわけですか。
(9 9 頁)

【佐藤会長】そうです。(9 9 頁)

【山本委員】「原則として」というのは入

- らないのですか。(99頁)
- 【竹下会長代理】それはさっき私が申し上げたように、いろいろな条件が満たされたら、という前提です。(99頁)
- 【山本委員】この(マル)は身分を離れてということだけの意味がある。そういうことですね。(99頁)
- 【佐藤会長】ええ。(99頁)
- 【山本委員】そこが今議論になったわけですから。(99頁)
- 【佐藤会長】だから、真に実のある経験を積んでいただくためには、裁判官の身分を離れると。これはそういうことです。(99頁)
- 【山本委員】これは譲らないということですね。(99頁)
- 【佐藤会長】譲らないというか。(99頁)
- 【竹下会長代理】いろいろな条件が付いているのです。(99頁)
- 【佐藤会長】こういう場合だったらいいんじゃないかということだって、あり得ないわけではないと思います。(99頁)
- 【山本委員】大いにあるんじゃないですか。(99頁)
- 【佐藤会長】大いにあるというと話がややこしくなる。(99頁)
- 【藤田委員】先ほど申し上げましたように、弁護士事務所に行く場合には、弁護士の資格を持って弁護士の仕事をすべきだということで、身分を離れることに賛成したんですけれども、行政庁とか民間企業に行く場合も他職経験の中に是非入れていただきたいと思うんですが、そういう場合には、裁判官の身分を離れるという前提ではなくなりますから、その辺はやはり弁護士、あるいは検察官の純粋法律専門職種になる場合には、裁判官の身分を離れるという形にしていただければと思います。(99頁)
- 【佐藤会長】弁護士として行く場合もあるが、藤田委員がおっしゃりたいのは、弁護士としてではなくて行く場合ですね。(99頁)
- 【藤田委員】例えば、外務省の現地の大使館に行く場合には書記官で行きますし、

外務省の局にいる場合には検事の資格で行くということはありませんけれども、民間企業や留学の場合は判事補のままです。民間の兼職の一覧表が出ておりますが、お客様という話がありましたけれども、報道機関は2週間か3週間の短期研修ですからね。

そういう点で、例外なしに必ず裁判官の身分を離れてと言われると、ちょっと引っ掛かるんです。(99頁)

- 【佐藤会長】そこは、さっきの法律専門職種の場合と同様に、基本としてこれがないと、制度的担保を決めたことの意味がどこにあるのかということになりますので、そういう関連で受け止めていただき、これに匹敵するものがあるじゃないかということになれば、それを閉ざすわけではないということで、今日のところはおさめさせていただきたいと思います。(99頁～100頁)

(略)

第60回審議会(平成13年5月22日)

(略)

- 【佐藤会長】そうしたら、76ページの「裁判官制度の改革」の方に移らせていただきたいと思います。

このところもいろいろな御意見が寄せられているところでありますが、まず、76ページから77ページに掛けてのところについてお願いします。(100頁)

- 【竹下会長代理】ここは「法律専門家としての多様な経験を積ませる」というところについて、「法律専門家として」ということに限定をすることに反対であるとしてその文言を削除すべきだとの意見、逆に、裁判官の身分を離れてということとを枠内に入れるべきだという意見がたくさん寄せられました。(100頁)

- 【藤田委員】たくさん意見を出しておりますけれども、皆さんがお考えになっている以上に全国の裁判官、特に判事補は非常に深刻にこの問題を受け止めておりまして、判事も判事補を通過してきている人がほとんどありますから、判事補制度

というのは共通の問題であります。他の委員の方々の御意見を拝見いたしましても、判事補の多様な経験を必要とするということは結構なことであると、それはそうなんですけれども、弁護士、検事の他に、行政官とか民間企業とか、あるいは留学という御意見もありましたけれども、そういうようなものも記載していただきたい。

そういうことになると、必ずしも法律専門家とか法律専門職という類型に入らないものも出てきますから、そういう表現を削った方が実態に合うのではないかというようなことを申し上げました。この点については、他の委員の方々の中にも支持していただいた方々がおられました。

・・・それと、他職経験は確かに有益でありますし、私自身も行政官を経験して大変勉強になったということを上げましたけれども、この点については、あくまで憲法上の問題があるということで、法的な判事への任命資格という形にはしないということが大方の意見であったように思います。したがって、その意味で判事補から判事への任命という表現では、誤解を招かないかということをする意見書で申し上げておりますので、御勘考いただければ幸いです。(100頁)

【北村委員】この裁判官制度の改革のところは、5月8日の日に最終報告のまとめを前提としてとかということで、ここで詰めたと思うんです。結局、あれは詰められたのか、詰められなかったのか、非常に意見が分かれてしましまして、曖昧な形にはなっているんですが、一応あれはまとめを前提としてということなんですから、このまとめの部分というのは、5月8日で一応確認されたことというのを前提にして、まとめていただきたいなというふうに思うんです。

そこで初め私は意見を書いておかなかったんですけども、今日5月22日の日付で、もしそこのとこをずっと直して

いくんだったらどのような形になるかという文書を提出させていただいて、これは5月8日の日のそれを前提にしているつもりなんですけれども、やはり自分の意見と他の人の意見とが違っているときに、どうだったのかということで、ひょっとしたらそういうようなことではなかったんではないかという御意見があるかと思いますが、山本委員が出されているようなこととそんなに本質的に違いはないんじゃないかというふうに思っております。

せっかく、あそこで時間を取ってやったんですから、そういうような形でのまとめにさせていただきたいなと思っております。(100頁～101頁)

【竹下会長代理】具体的には、いわゆる他職経験の中に行政官とか企業とか、外国留学も含めるべきであるということですか。(101頁)

【山本委員】身分を離れるかどうかという議論もありましたね。他職経験というのが、法律専門家という意味が強くなるとこういうトーンなんでしょうけれども、もっと一般的に、刑事裁判の中にも社会的な常識を入れようというわけですから、何も法曹の世界だけに余り固執する必要はないんじゃないかと考えているんです。(101頁)

【中坊委員】そういう御意見もあったのは事実でしょうし、しかし、弁護士とか検察官とか当事者としてこれに参加するという経験が中心である、基本であるということまでは一応合意されていたと思うんです。

それ以外に、それと同視すべきものがあるんだろうかということになって、今おっしゃったような他の留学とかいろんな話が出てきて、そこは議論が詰まらなかったんで、その例外として、それに相当するようなものがあるかどうかについては、まさにこの文書に書いてあるように、具体的内容については更に検討する必要があるということで、会長がおまとめになって、それがそのとおりこの文章

になっているんだから、私はこの文章で、当日のおまとめのとおり書かれておると私は理解します。(101頁)

【藤田委員】他職経験を要求する理由として、裁かれる立場に立たなければだめだという中坊委員の御意見は分かりますけれども、そういう意味で他職経験を入れようというコンセンサスができたわけではないというふうに考えます。

もし、その点に疑義があるのであれば、もう一遍それぞれの委員の御意見を確かめていただければと思いますが、私は行政官の経験が有益であったと申し上げましたけれども、むしろ法曹三者以外の経験をする方が役に経つ。留学は非常に有益だという山本委員や石井委員の御意見もありましたけれども、むしろ法曹を外から見るという意味で裁判官の幅を広げるのに役に立つのではないか。そういう前提で他職経験を考えておりますので、その点は中坊委員のような前提がコンセンサスであったとは認識していないわけでありませぬ。(101頁)

【高木委員】これは5月8日にやりましたね。最後、会長がそういうまとめを踏まえて、この原案ができていくと思うんです。私もいろいろお願いしたもの、私のお願いした通り書いてくださらないところがいっぱいありますから、そのことについて一々申し上げませんが、できるだけ質の高い裁判官を獲得していきましょう、そういう中で経験の多様化を図りましょう、経験の多様化というときに、単にお客さんでなく、実質的に経験の多様化と言えるもの、それも法律専門家として有益な経験をしていただければいいじゃないですかと、その辺までがコンセンサスだったと思うんです。

確かに石井さんから留学の話が出て、留学も全部が全部駄目だということではないという話もありました。(101頁～102頁)

【佐藤会長】中身次第だと申し上げた記憶があります。(102頁)

【高木委員】企業経験も、前に裁判所で作

っていただいた資料の中の例などでは、ここで言う経験の多様化に当たらないような例が今まではありませんね。例えば1週間行かれるとか、1か月行かれるとか、そういう次元のものじゃなくて、本当の意味で企業やお役所に行かれるのも、実質的に、例えば弁護士事務所に行って、ある期間やられるのと、ほぼ等値できるような経験を、という議論には大方の委員は御異論なかったと思うんです。そういう意味でこの書き振りは、「原則として」と、原則論はこういうことですという書き方になっているわけです。経験の多様化というのを制度的にもちゃんと担保しましょう、絵にかいた餅にしないようにしましょうということも合意してきたわけですから、先ほど来、直せだの直さないだのいろいろやってまいりましたけれども、では、こういうことで直しなさいと言ったら、また、そこできんきんやらなきやいかなくなる。

先ほど北村さんも、5月8日の日に、まだこんな議論をしなきゃいけないのと言われましたね。私は今日は5月8日の北村さんの気分での議論に臨んでいまして、そういう意味では次の特例判事補の問題についても、段階的になくしていきましょうというのは合意だったと思います。藤田先生、7、8年たったらそういうのはあってもいいんじゃないかというのもおっしゃられましたけれども、そもそもの臨司のときの議論も含めまして、特例判事補問題については、これも弁護士任官との関係があったりとかいろいろあるし、だから、「段階的に」と言葉が入っているわけで、解消という、それがいつごろまでにできるかというのは、今、最高裁と日弁連とお話しになっておられる弁護士任官の状況だとか、先ほど2010年だかで議論になりましたことの延長線上の話とか、いろいろあることが関わっているんでしょうけれども、これももう一度今のような御議論だということになったら、そもそも論に関わってし

もう話じゃないかと思います。私はそんな感じで今の御意見を聞いておりました。(102頁)

【吉岡委員】おっしゃることはよく分かりますが、特例判事補はもともとが暫定的に作ったもので、それが何十年も続いてしまっているという、そういうのが現状です。ですから、段階的に解消すると言っている以上は、それがまた何十年も続くということがないようにお考えいただきたいというのが一つです。

それから、違うことですがけれども、同じ 77 ページの 1 行目のところで「実のある経験を積むにふさわしい相当程度長期の期間」という表現があります。ただ、この「相当程度長期の期間」については、私の記憶では、数か月や 1 年では足りないという意見があったと思います。その辺が、やはり「相当程度長期の」と言ったときには、かなりの期間が必要だと思いますし、それから他の今までの議論の中では数値をはっきりと出すという議論が多かったと思うのですが、そういう意味では私は 3 年くらいが適当と考えます。「相当程度長期」の解釈の仕方がかなり幅があるのではないかと思います。これでいいのかということをお願いします。(102頁)

【井上委員】私もさっきのところは、修正意見を出したんですが、他の方とおそらく趣旨がやや違っていて、その理由を自分のペーパーに書いておりますけれども、要するに、他職経験というのは、主としては、弁護士を始めとする法律職であろう。しかし、それ以外にも、いろんな経験があつていいのじゃないか。おそらく、それが、我々の合意したところじゃないかなと思うのです。

その場合に、まとめの文章の「法律専門家としての経験」という表現が、法律職だというふうに読めるものですから、そうなると、ちょっと決め付け過ぎるのではないか。「原則として」という語句がどこにかかるのかにもよりますが、私などは「原則としてすべての」と、そっ

ちの方にかかると読んだものですから。後ろの方にかかれば、ちょっと違うのかもしれませんが。(102頁～103頁)

【佐藤会長】法律職というが、例えば行政にいったときは。(103頁)

【井上委員】企業で言っても企業法務とかに限定されてしまうので、むしろ他の営業とかをやってもいいじゃないかと思うのです。主としてはいいんですけども、それ以外にもあつていいんじゃないかということですか。

ですから、高木委員が言われたように、法律専門家としてふさわしいと言いますか、そういう意味だとすれば、目的なんです。あるいは判事補という立場でということなら別なのですけれども、経験すべき職の方、あるいは経験の内容を限定しているようにも読める。そうだとするとちょっと趣旨とずれてくるので、その表現振りを工夫すべきだろう。対案はないのですけれども、そういう趣旨で意見を出したつもりなのです。(103頁)

【水原委員】井上委員のお出しになったこの意見書、私も趣旨としては同意でございます。やはりなぜ他職経験を積んでもらわなければいけないのかということから入るべきだと思います。

そうしますと、これは 74 ページの最初の・のところ、「検事に、一定期間、その身分を離れ、一般の国民の意識・感覚を学ぶことができる場所（例えば弁護士事務所等）で執務させることを含む人事・教育制度」ということが書いてある。「他職経験」というのは、一般の国民の意識・感覚を学ばせるということが大事だと思うんで、そういう趣旨が生かされるような記述があるといいのかなという気がいたします。(103頁)

【佐藤会長】ここも、さっきの裁判員制度のところとやや似たような問題がございまして、皆さんそれぞれのお考えがあるところを大方の意見ということで、2月27日に、一応口頭でまとめましたけれども、その後その意味などについてなお

御意見があり、もともとそのときは後に文書にして正式にお掛けしたいと言っておったものですから、そうしたことも関連して、5月8日に再度この問題について御議論願ったわけでありませう。文書としてお示しできなかつたんですけれども、その趣旨を確認する議論をしていただきました。人によっては、何回も同じことを蒸し返すような議論をしたんじゃないかという御不満もおありだったろうと推測しますけれども、そこでも最終的に、口頭でしたけれども、私が申し上げたことは、結局、2月27日の線を再確認したと言いますか、その意味をよりはっきりさせることができたというものでございまして、それを受けて、この原案を作成させていただいたわけでありませう。

藤田委員もおっしゃった立法論としての7年、8年の問題も確かにあるし、それから、高木委員もおっしゃったと思うんですけれども、特例判事補を今直ちにやめるといふことはできないとしても、段階的に解消に向けて着実にやっていくべきという議論もあつたりして、こういうまとめ方になつたので、今日のところは。(103頁)

【藤田委員】会長、会長代理の御苦心はよく分かるんでありますが、これは裁判官にとっては大変な問題でございまして、現在、司法制度を支えている裁判官の士気にも関わることでございませう。5月8日に議論をいたしまして、そして、いろいろ御苦心の結果、これを作つていただいたわけでありませうが、それに対して最終的に皆さんの意見として、意見書が出ているわけございませうから、それを御勘案いただいて、これが動かし難いものであるということではなくて、少し柔軟にお考えいただければと思ひませう。(103頁～104頁)

【竹下会長代理】私も原則的に皆さんの支持を得られれば一番よろしいと思ひませうが、ここはかなり多くの方から御意見が出ているので、妥協案ですけれども、

この枠の中は「職務以外の多様な経験」ということにして、「法律専門家としての」というのを消す。しかしそうは言つても、本文の方では、判事補が裁判官の身分を離れて弁護士や検察官その他の法律専門職としての経験を積むのが基本なのでよとの趣旨を明らかにするため、こちらはそのままにしておくというのはどうでしょう。(104頁)

【中坊委員】それはちょっと違って、括弧の中に意味があるんだから、ちょっとおかしいんじゃないですか。(104頁)

【佐藤会長】さっき、井上委員がおっしゃつたことと関連して、井上委員の御懸念のように受け取られるとなんですので、そこはいいワーディングがあるかどうか、もうちょっと検討させていただくことにしましませう。(104頁)

【井上委員】そこはそういう限定するといふ意味ではないんですよということが分かるようになればいいと思ひませう。(104頁)

【高木委員】井上さんがおっしゃつたのが、本質論として大きく外れてなければ、今まで議論してきた筋をね。

ただ、今の井上さんの議論を聞いておつて、では、社会経験を積んでから司法試験を受けて、通つた人はOKありみたいなね。(104頁)

【井上委員】そうじゃなくて、これは。(104頁)

【高木委員】あなたの議論を聞いておると、営業でも何でもいいということも言われたから、判事補から判事になる道程でどういふ経験を、ということをやつぱり明確に言わないといけないと思ひませう。判事補になるのに、必要な経験を明確にした上で、それ以外の経験も、というならば、その期間を通算しなくていいということならいいですよ、それであれば何されてもいいわけだ。(104頁)

【井上委員】でも、そういう別の意見もあつたわけでしょう。(104頁)

【高木委員】そういう議論になるから、きちんと本質論を担保したことでないとい

けないと申し上げているのです。藤田さんが裁判所の中の判事補の皆さんの気持ちなど、いろんなことを御心配されているだろうということは分からなくてもいいんですが、経験の多様化は裁判所の皆さんのためにもなるんじゃないか、それを逆に何でそんな心配されるのか。だれも知らんことをやる時は、心配ではないというわけではないけれども、現状を変えていこうとして現にいろいろ指摘されているわけだから、それはしんどくても受けてチャレンジしていかないとけないだろうと思うんです。(104頁)

【藤田委員】他職経験を積むことに反対しているわけじゃないんで、弁護士、検察官以外に、行政官とか民間企業を入れるべきではないかという御意見が多数出ているわけです。

裁判官としての身分を離れてという点も、行き先によって違うということがある。先ほど井上委員がおっしゃったように、この本文の中の「原則として」はすべてに関わっているとしか読めないんです。だから、「原則として法律専門家としての多様な経験」というならまだ分かるんですが、後ろの方の「法律専門家としての多様な経験」というのは限定が付いていない。そうすると、弁護士、あるいは検察官という経験でなければいけないということになる。制度的に担保するということが入っているわけですから、これは資格についての法律の規定に入れるわけではないでしょうけれども、これは非常に重いことですね。

ですから、そういう意味で限定の仕方にも神経を使っていたきたいということであって、他職経験、多様な経験を積むということが裁判官として成長していくためにプラスになるということを否定するつもりでは毛頭ないんです。(104頁)

【井上委員】まとめにならないかもしれないんですが、法律専門家として有益な経験でないといけないと思うんです。そして、その有益な経験というのは具体的に何か

というと、それは主としては弁護士さんを中心とした法律専門職種である。そこまでは合意していると思うんです。しかし、それ以外にもいろんな経験がありうるかもしれない。あってもいいじゃないか。その点も、皆さん、そんなに否定はしていないと思うのです。それを「法律専門家としての経験」と書くとちょっと誤解を生むかもしれない。そのところ、もしより良いワーディングがあれば修正すべきだし、修正しなくても、そういう趣旨だということが確認できればいいんじゃないかと思うんです。(104頁～105頁)

【佐藤会長】この76ページの表現も、2月27日と5月8日の審議を踏まえて、こういう文章にしたわけです。そして、個別に、この場合どうだ、あの場合どうだと言われると、それは決め打ちできない。私自身は具体的に考えていることはありますよ、この場合だっていいじゃないかと思うことがあります。けれども、私が申し上げると、いや、それは違うじゃないかという話になってしまうので、具体的には申しませんけれども、心はまさに。(105頁)

【井上委員】その心を表現していただきたいということです。(105頁)

【藤田委員】その心が誤解のないように伝わるように是非お考えいただきたい。(105頁)

【佐藤会長】ワーディングなどを考えさせてください。(105頁)

【中坊委員】あえて言うならば、私は別にこだわりませんけれども、ここで他職経験がなぜ必要なのかという一つのメルクマールみたいなもの、裁判の中核としてふさわしい高い質の判事を得るために、ということがはっきり書かれておれば、もう少し指標になって、どこまで広がるのかという場合についても、議論の焦点を帯びたのがあるかもしれない。

今、藤田さんやみんながいろいろ意見があって、これも一つの苦勞の作だろうと思いますけれども、もう一遍お考えい

ただくのは構いません。(105頁)

【佐藤会長】心は分かっていただけだと思います。もう一遍工夫して、いい表現があるかどうか自信はありませんけれども、知恵を絞ってみたいと思います。(105頁)

【高木委員】是非今までの論議の趣旨はちゃんと通してください。(105頁)

【佐藤会長】それはおっしゃるとおりです。(105頁)
(略)

第61回審議会(平成13年5月29日) (略)

【佐藤会長】判事補についてですが、いろいろ御議論のあったところですが、事務局で検討してもらい、「多様な法律専門家としての経験」という表現でいかがかということで、こういう修文にさせていただきました。何か所かに、同じような表現が出てくることとなります。要するに、経験の中身を法律専門家のそれに限定するという趣旨ではなくて、法律専門家としての視点、観点を踏まえて経験を積んでいただくという趣旨のものとして受け取っていただければ結構かと思っています。いろいろ御議論があったところではありますが、何とかこういう表現で御納得いただけないかということでもあります。(108頁)

【藤田委員】第一読会でも散々申し上げましたので、もう皆さん耳にたこだろうと思うんですけども、先ほどの北村委員の法律専門職というのは何を指すのかという御質問とも関係があるんですが、やはり立法府、行政庁、民間企業、あるいは留学という話もありましたけれども、そういう多様な経験ということが望ましいという意味では、「法律専門家として」というのは削った方がいいのではないかということです。代理の御提案でも囲みの中は削りましょうかというようなお話がございましたが、各委員の意見書、あるいは審議での御発言を見ますと、この点に触れられている方が9人おられるん

ですが、そのうちの6人の方は、やはりそういう多様な経験の方を重視して、法律専門家という記載は除いた方がいいのではないかというような御意見をおっしゃっておりますので、勿論反対の意見もあるということは承知しておりますが、いかがかなということで、期待を持って今日参ったんであります。ただ今の会長のお話ですと、法律専門家という内容については、必ずしもそういう法曹資格を持っている者に限るというようなことではなくて、幅広く考えるんだという趣旨に理解していいんだという御趣旨でしょうか。(108頁)

【佐藤会長】88ページのところですが、5月8日でしたか、確認させてもらったところですが、同視できる程度に」とかなり含みのある表現にしているつもりです。勿論、本流がどうだという議論もあり、そのことも踏まえてこういう含みのある表現にしましたので、将来、裁判所がより立派になっていく上での事柄と大きく受けとめていただきたいということです。(108頁)

【藤田委員】その「多様な」という表現の位置が動いたのが、そういう趣旨だということを確認していただければ、それはそれでも結構なんです。(108頁)

【佐藤会長】では、よろしゅうございましょうか。(108頁)

(略)

司法制度改革審議会 第49回議事概要（抜粋）

1.日 時 平成13年2月27日(火) 13:30～17:30

2.場 所 司法制度改革審議会審議室

3.出席者

(委員・50音順、敬称略)

石井宏治、井上正仁、北村敬子、佐藤幸治(会長)、竹下守夫(会長代理)、木 剛、鳥居泰彦、中坊公平、藤田耕三、水原敏博、山本 勝、吉岡初子

4.議 題

「裁判官制度の改革」について(意見交換)

5.会議経過

前々回、前回に引き続き、「裁判官制度の改革」に関し、委員間で意見交換が行われたところ、その概要は以下のとおり。

(1) 「裁判官の指名過程に国民の意思を反映させるための機関」について
(省略)

(2) 判事の給源について

【主な意見の概要】

ア 判事補制度の在り方等について

給源の多元化・多様化を定める裁判所法の実質化を図っていかなければならず、そのため、弁護士任官を推進するとともに、検察官や大学教授からの任官も進めていかなければならない。同時に、判事補の知識・経験の多様化のため、原則として全ての判事補が弁護士事務所や行政官庁へ派遣される必要がある。その際、身分保障との関係で、同意が必要となるであろうし、また年金等の面で不利益が生じないような措置が可能であれば、裁判官の身分を離れてということも可能ではないか。

判事補の身分を持ったままの経験では実が上がらない。弁護士として依頼者との関係や自らの生活がかかる状況の中で職務を行うことで、初めて弁護士としての経験ができる。判事補の身分のまま弁護士事務所に派遣されてもしょせんお客さんに過ぎない。裁く立場となるには裁かれる立場の経験が必要。もちろん、判事補の身分を離れることを強制することはできないが、判事の任命の要件とすることは身分保障との関係では問題がないはず。判事となるためには、判事補以外の職務経験を裁判官の身分を離れて数年積ませる、それを任命の要件とするという制度的担保が必要である。判事補だけをやっていても判事にはなれないということを確実に担保する必要がある。中間報告で「制度的に担保する」ということで合意した以上、運用に委ねるということでは話にならない。

年金や保険の問題は工夫により解決できる性質のもので、制度の本質に関わる問題ではない。

本当の意味で弁護士としての仕事をできれば、身分を離れるかどうかは関係ないといえなくもない。しかし、そもそも弁護士というのは、依頼者との委任契約に基づいて、その利益のために誠実に法律事務を処理し、その対価として報酬を受けるとというのが本質であり、それが弁護士としての普通の職務である。そもそも裁判官の身分のまま、そうした仕事を行うこと自体矛盾ではないか。そんな法的手当ができるのか。判事補を辞めて弁護士になるというのが直截である。無理矢理辞めさせるというのではない。判事になるためには弁護士経験が必要だということにすれば、判事になりたい人は自分から辞めて弁護士になるということではないか。判事補を辞めたくなければそれでもよいのであって、身分保障上の問題はないはず。

裁判所法は、判事の任命資格として10年の法律家経験を要求しているが、それは法律家としての成熟性を意味するのであろう。判事補だけ10年務めていても判事になれないというのなら、検察官、弁護士等についてもやはりその職務のみに従事していても不十分というべきであり、同様に経験の多様化を求めるのが筋ではなかろうか。

身分を離すこと自体にさほど重要性はないのではないか。また、経験として弁護士経験が言われているが、それだけではなく、むしろ、法曹界以外の、例えば、専門的、先端的分野の研究所や企業などで知識・経験を積んでもらうことが重要ではないか。

より良い裁判官をつくっていくという観点からは、裁判官の職務に資する専門的・先端的知識を学んでもらうことを考えるべきである。その意味では身分を離れるかどうかに重きを置く必要はない。

判事補には少なくとも2年程度は例えば民間企業や外国ローファームで経験を積んでもらいたい。

何のために他職経験を求めるのかに思いをいたすべき。例えば、留学による経験もそれはそれで有意義なことではあり、どんどんやればよい。ただ、我々がここで求めている経験というのは、法律家としての多様で豊かな経験であって、基本は、当事者経験ではないだろうか。民間企業研修については、そういう機会があってもよいが、給料は裁判所からもらい、仕事の結果には責任を負わない立場にあるわけで、企業が本当に戦力として使うはずはない。弁護士として企業の法務部で仕事をするというのであれば、別であるが、少なくとも、今のような企業研修は、我々が求める経験とは言えないのは明らか。

制度的担保の方法として、裁判所法42条自体に手を付ける必要はないのではないか。10年間判事補の職務だけに従事していた者であっても、任命資格自体は認めてもよいのではないか。任命基準において、他職経験を積んだことを条件とするというのも制度的担保の一方法ではないか。

任命資格を認めながら、任命の基準において一律に他職経験を求めるということができるのか。42条を改正すべきではないのか。なぜ改正することに躊躇するのか、その理由が分からない。

法の趣旨との関係で基準自体に合理性があれば、法改正ではなく基準で担保していくことも可能ではないか。また、基準の作り方として一律に他職経験を求めるのではなく、他職経験を重視してそれを経た者を優先するということも考えられる。

より良い判事を得るためにどのような制度をつくっていくかという問題である。中にはずっと同じ組織にいても素晴らしい人材はいるかもしれない。しかし、ここで考えるべきことは、判事となろうとする者一人ひとりが法律家として多様で豊かな経験を備えられるように制度的に担保する仕組みをつくることである。身分を離れて裁判所の外に出て他の法律専門職の経験を相当年数積むことを求めるべきである。その経験の中でも、裁判官の職務の性質上、訴訟に関与する当事者である弁護士経験をすることが最も有効であると考えられるので、弁護士経験を原則とすべき。全くそれに限ってしまう必要はないが、できる限り弁護士経験を経ていることとすべきである。ただし、裁判所法42条そのものに手を付ける必要はないのではなからうか。指名に関する推薦委員会の任命基準において手当をしていけばよい。その基準も、判事補経験だけではおよそ任命できないようにすることはできないだろうが、原則として弁護士経験を積むことを求めるようにすべきではないか。こうした知識・経験の多様化は検事についても言えることである。ただし、判事は権限の上でも、独立性の上でも、検事よりはるかにこうした要請が強いものと考えられる。

弁護士以外に、例えば、省庁において立法作業に携わるという経験も他職経験として認めてよいであろう。

修習生から判事補となり、自動的に特例判事補を経て判事になるというのが決まったコースとして一本化しているという現状は、いびつであるという問題意識が当審議会にあったはず。判事補の身分はそのままにしておきながら今までの研修を充実するというようなことではその解決にはならないというべき。仮に身分を離れて他職経験を積みそのまま裁判所に戻らないという選択をする人がいたとしても、それはその個人の任官に対する考え方の問題である。

裁判所法42条が法律家としての成熟性を求めていることを前提とすれば、他職経験を求めれば、おそらく弁護士経験を積むというのが本流となるであろう。ただし、それ以外を排除する必要はない。企業や行政庁での職務経験も含めてよいであろう。ただし、裁判所から給料をもらいながら身分もそのままでは単なるお客さんであり、実のある経験を積むことはできない。また、期間も、少なくとも数ヶ月とか数週間では足りず、そうした経験を積むのにふさわしい実質を伴った期間にしなければならない。身分を離すに当たっては、弁護士登録をする場合であれば別であるが、民間企業に就職するような場合には、そのことが任命資格として要求される経験年数に通算されるような法的手当をする必要がある。

現行の制度をそのまま全て是とする訳ではないが、今の裁判制度は一応機能し信頼も受けている。弁護士経験があるからといってそれだけで裁判官の仕事に役立つわけではない。個人的経験からしても裁判所から行政庁に出向した経験(検事の身分で)は役に立ったと感じている。弁護士経験も重視されるべきであるが、そのことを任命資格とすることは、キャリアシステムを前提とする限り、間接的強制となり身分保障の上でも問題がある。任命資格自体は手を付けず、指名に関する委員会の任命基準において不適切な者は落とせばよい。

本質的な問題は、今後も判事補を裁判所法5条にいう「裁判官」として維持していくかどうかではないか。ロークラーク制度を整備して、判事補をそうした職務に切り換えていくことも考えられる。なお、官民の人材交流は今後一層活発となり、身分に関連する問題の解決は容易になるであろう。

イ 特例判事補制度

特例判事補制度については、裁判所法の原則に戻して廃止されるべきであるということの一つの筋ではあるが、一方で、特例判事補が現実に果たしている機能を見捨てるということもできず、また権限が判事になるまで未特例判事補のままとなると、果たして優秀な人材を確保できるのかという懸念もある。最高裁の提案するような、単独事件の担当を任官してから7～8年後に後倒しにするというのも一案かもしれない。

判事の給源が判事補に一本化しているという現状の一環にあるのが特例判事補制度である。しかも「当分の間」の措置であったのに、戦後50年以上も続いていること自体が病的である。判事の大幅増員の中で、廃止していくべきである。

諸外国の例を見ても、裁判官になれば、ただちに一人前の裁判官として扱われ、職務上権限が制約されることはない。その意味で、我が国の判事補制度はそもそも中途半端なものであった。そのギャップを埋めるために特例判事補制度ができたのではないか。特例判事補などということではなく、これまでの制度の実績を踏まえて、7～8年で判事に任命するという制度にすればよい。現実に離島・僻地へ赴任しそこでの司法サービスを担っているのは特例判事補である。

個々の特例判事補の中に優秀な者がいるかもしれないが、問題は、個々の裁判官の資質能力ではなく、判事の資質能力の最低限を制度的に担保する資格要件の内容ではないか。少なくとも、裁判所法42条の現行10年を短縮する合理的な理由はないはずであり、本末を転倒していないか。

特例判事補制度によって僻地対策を行っているという言い方はおかしいのではないか。

条件整備は必要ではあるが、やはり本来の筋から言えば、特例判事補制度は廃止されるべき。ただし、判事の任命資格としての10年という在職経験を将来も現行のまま維持していくのかどうかについては、別の見方があってもよいのではないか。

【意見交換の整理】

以上のような意見交換の末、会長から、大方の意見の一致をみたと考えられる内容につき、以下のとおりの発言があり、了承された。

- a 21世紀のあるべき司法という観点から考えた場合、判事補のほとんど全てがそのまま判事となり、事実上判事の主要な給源となっていることは、裁判所法本来の趣旨に照らして適当ではないとの共通認識を得た。
- b この共通認識を踏まえ、まず、判事補に、弁護士等他の法律専門職等の職務経験等を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備する必要がある。

その仕組みのポイントは、

真に実のある経験を積ませるため、裁判官の身分を離れて他の法律専門職等の職務に就くこととするべき。

その期間は、一概には言えないが、実のある経験を積むにふさわしい相当程度の期間が必要である。少なくとも数ヶ月や一年間程度では足りないかもしれない。

原則としてすべての判事補が、この仕組みにより弁護士等他の法律専門職等の職務経験を積むことを制度的に担保することが必要である。

- c 弁護士、検察官等から任官しようとする者についても、例えば、判事補、調査官等として裁判所内部での職務経験を積ませることとするなど、同様に経験の多様化を重視していくこ

とが必要であろう。

- d 従来から課題とされてきた弁護士任官を推進する必要があることについては、異論のないところ。そのために、最高裁と日弁連が、話し合っただけの実効性のある具体的な措置を講ずることが必要ではないか、両者からそうした提案がなされるよう希望する。また、検察官、法律学者からの任官も推進すべきである。
- e 特例判事補制度については、裁判官数の不足に対応するための「当分の間」の措置であったことや、十全の権限を行使する判事となるためには10年の法律専門家としての経験を要求している裁判所法の趣旨にかんがみれば、段階的に解消していく方向で考えるべき。
- f 新たな裁判所調査官制度を整備することが足腰の強い裁判所をつくっていく上で必要であるとも考えられ、今後の検討課題であろう。
- g これらのためにも、判事の大幅増員を図る必要がある。

6. 今後の審議の進め方

裁判官改革については、積残しの課題(人事評価の基準・手続の整備、最高裁判事の選任の在り方など)もあることから、今後の審議の中でさらに議論を行うこととされた。

以 上

第4 裁判官制度の改革

1. 給源の多様化、多元化

裁判所法は、判事補のみではなく、弁護士や検察官など判事の給源の多元性を予定しているが、運用の実際においては、判事補のほとんどがそのまま判事になって判事補が判事の主要な給源となり、しかも、従来、弁護士からの任官が進まないなど、これを是正する有効な方策を見いだすことも困難であった。こうした制度運用の経緯、現状を踏まえ、国民が求める裁判官を安定的に確保していくことを目指し、判事となる者一人ひとりが、それぞれ法律家として多様で豊かな知識、経験等を備えることを制度的に担保する仕組みを整備するほか、弁護士任官の推進、裁判所調査官制度の拡充等の施策を講じるべきである。

多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、原則としてすべての判事補に裁判官としての職務以外の法律専門家としての多様な経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである。

特例判事補制度については、計画的かつ段階的に解消すべきである。このためにも判事を増員するとともに、それに対応できるよう、弁護士等からの任官を推進すべきである。

弁護士任官等を推進するため、最高裁判所と日本弁護士連合会が、一致協力し、恒常的な体制を整備して協議・連携を進めることにより、継続的に実効性のある措置を講じていくことが強く望まれべきである。

(1) 判事補制度の改革等

ア 判事補の判事への任命等

(ア) 多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、原則としてすべての判事補に裁判官としての職務以外の法律専門家としての多様な経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである。仕組みの整備に当たっては、次の諸点に留意すべきである。

- 「裁判官としての職務以外の法律専門家としての経験」は、判事補が裁判官の身分を離れて弁護士、検察官等他の法律専門職の職務経験を積むことが基本となるべきである。これに加え、こうした職務経験と同視できる程度に、裁判官の資質向上のために有益であると認められる経験も含まれるが、その具体的内容については、更に検討する必要がある。

- その期間は、実のある経験を積むにふさわしい相当程度長期の期間とするものとする。
- 判事補が、この仕組みにより弁護士、検察官等他の法律専門職の職務経験又はこれと同視しうる経験を積むことを制度的に担保するものとする。そのための方策については、判事の任命資格を見直すことや、判事の選考においてこれらの経験を経ていることを重視することなどが考えられるが、更に検討するものとし、いずれにしても実効性のある措置を講じるものとする。
- 裁判官の身分を離れた判事補が、上記の経験を積んだ後に、裁判官に復帰した場合には、退職手当や共済関係等の面で適切な配慮がなされることが望ましい。

(イ) なお、以上と同様の視点から、弁護士、検察官等から任官しようとする者についても、その前提として、例えば、判事補、調査官等として裁判所内部での職務経験を経ていることは有意義であり、指名に当たってそうした経験が重視されるべきである。

イ 特例判事補制度の解消

特例判事補制度については、裁判官数の不足に対応するための「当分の間」の措置であったことや、十全の権限を行使する判事となるためには10年の法律専門家としての経験を要求している裁判所法の趣旨にかんがみ、計画的かつ段階的に解消すべきである。裁判官の大幅増員の必要性については既に言及したところであるが、特例判事補制度の解消のためにも、判事を大幅に増員すべきであり、後記(2)の措置を講じること等により、判事の大幅増員に対応できるよう、弁護士等からの任官を推進すべきである。

第5 裁判官制度の改革

1. 給源の多様化、多元化

裁判所法は、判事補のみではなく、弁護士や検察官など判事の給源の多元性を予定しているが、運用の実際においては、判事補のほとんどがそのまま判事になって判事補が判事の主要な給源となり、しかも、従来、弁護士からの任官が進まないなど、これを是正する有効な方策を見いだすことも困難であった。こうした制度運用の経緯、現状を踏まえ、国民が求める裁判官を安定的に確保していくことを目指し、判事となる者一人ひとりが、それぞれ法律家として多様で豊かな知識、経験等を備えることを制度的に担保する仕組みを整備するほか、弁護士任官の推進、裁判所調査官制度の拡充等の施策を講じるべきである。

多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、原則としてすべての判事補に裁判官としてその職務以外の多様な法律専門家としての多様な経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである。

特例判事補制度については、計画的かつ段階的に解消すべきである。このためにも判事を増員するとともに、それに対応できるよう、弁護士等からの任官を推進すべきである。

弁護士任官等を推進するため、最高裁判所と日本弁護士連合会が、一致協力し、恒常的な体制を整備して協議・連携を進めることにより、継続的に実効性のある措置を講じていくべきである。

(1) 判事補制度の改革等

ア 判事補の判事への任命等

(ア) 多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、原則としてすべての判事補に裁判官としてその職務以外の多様な法律専門家としての多様な経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである。仕組みの整備に当たっては、次の諸点に留意すべきである。

- 「裁判官としてその職務以外の多様な法律専門家としての経験」は、判事補が裁判官の身分を離れて弁護士、検察官等の法律専門職の職務経験を積むことが基本となるべきである。これに加え、こうした職務経験と同視できる程度に、裁判官の資質向上のために有益であると認められる経験も含まれうるが、その具体的内容については、更に検

討する必要がある。

- その期間は、実のある経験を積むにふさわしい相当程度長期の期間とするものとする。
- 判事補が、この仕組みにより弁護士、検察官等他の法律専門職の職務経験又はこれと同視しうる経験を積むことを制度的に担保するものとする。そのための方策については、判事の任命資格を見直すことや、判事の選考においてこれらの経験を経ていることを重視することなどが考えられるが、更に検討するものとし、いずれにしても実効性のある措置を講じるものとする。
- 裁判官の身分を離れた判事補が、上記の経験を積んだ後に、裁判官に復帰した場合には、退職手当や共済関係等の面で適切な配慮がなされることが望ましい。

(イ) なお、以上と同様の視点から、弁護士、検察官等から任官しようとする者についても、その前提として、例えば、判事補、調査官等として裁判所内部での職務経験を経ていることは有意義であり、指名に当たってそうした経験が重視されるべきである。

イ 特例判事補制度の解消

特例判事補制度については、裁判官数の不足に対応するための「当分の間」の措置であったことや、十全の権限を行使する判事となるためには10年の法律専門家としての経験を要求している裁判所法の趣旨にかんがみ、計画的かつ段階的に解消すべきである。裁判官の大幅増員の必要性については既に言及したところであるが、特例判事補制度の解消のためにも、判事を大幅に増員すべきであり、後記(2)の措置を講じること等により、判事の大幅増員に対応できるよう、弁護士等からの任官を推進すべきである。